

古代宮都とその周辺の土器様相

—「律令的土器様式」の再検討—

小田裕樹（奈良文化財研究所）

I はじめに

本稿では、飛鳥諸宮・藤原京・平城京という飛鳥・奈良時代の古代宮都（文献23）が所在する奈良盆地とその周辺遺跡を対象に、当該期の土器様相について時間的変遷と空間的広がりの実態をあきらかにすることを目的とする。当該地域は、かつて西弘海が「律令的土器様式」を提唱した際に取り上げた地域・土器群を包含しており、現在の研究視点から、土器様式の内容や歴史的背景を再検討する試みには意味があると考えている。

そこで本稿では、まず研究史と問題の所在をあきらかにし（II）、研究の方法を提示する（III）。次に、宮都における「律令的土器様式」の成立・展開過程について整理し（IV）、宮都とその周辺遺跡の土器様相について検討する（V）。その上で、「律令的土器様式」の成立と歴史的背景をあきらかにする上で、筆者が検討すべきと考える様式構造について試案を提示したい（VI）。

II 研究史と問題の所在

本章では、当該期の土器研究のキーワードである「律令的土器様式」に関する研究史と古代宮都およびその周辺遺跡の土器様相に関する研究史について概観し、現在の研究の到達点と問題の所在をあきらかにする。

(1)「律令的土器様式」をめぐる研究史

古代の土器研究において宮都の土器様相に注目し、その歴史的背景について初めて言及したのは田中琢である（文献47）。田中は平城宮跡の発掘調査で出土した奈良時代後半の土器群について編年的位置づけを示し、その土器の特徴を「多人数への画一的饗膳方式と関係する」とした。

西弘海は「土器様式の成立とその背景」（文献103）

の中で、古墳時代から古代にいたる土器様式の移り変わりとその背景について考察した。西は、飛鳥・奈良時代の土器について、朝鮮半島の影響を受けた「金属器指向」を基調とすることを様式標徴（merkmal）として重視する。そして、7世紀初頭に金属製容器の直接的模倣による新器種が出現し、古墳時代の食器類に代わる「金属器指向型」ともいべき様式の転換がみられるとした。この背景として、6世紀末葉以降わが国に導入された朝鮮三国の仏教文化の影響を考える。次に、7世紀後半の食器類を中心に「法量の規格性」を前提とする「法量分化」、「多様な器種分化」、「須恵器・土師器の互換性」の3つの特徴を指摘した。そして、この土器様式について「金属器指向型」を基調としながらも、社会発展の方向と性格にあわせて独自の性格をもつものに発展してきたとし、「いささか奇妙な表現」と躊躇しながら「律令的土器様式」の名称を与えた。西は、律令的土器様式成立の背景について「律令制古代国家の中核をなす、官僚制の発展と大量の官人層の出現とその特殊な生活形態」を前提として理解できるとした。

西の「律令的土器様式」の提唱は、飛鳥・奈良時代の土器様式の特徴をあきらかにし、それが律令国家の成立・展開と関連することを見出したこと、土器の分析から律令国家・律令社会のあり方を議論する視点を開いた点で高く評価できる。

古代の土器研究は「律令的土器様式」をキーワードとして、宮都や各地域の土器様相の特質とその歴史的背景をあきらかにする研究が進められてきている。

宇野隆夫は古墳時代から中世にいたる土器様式の変遷という視点のもと、食膳具や煮炊具も含めて様式の検討をおこない、金属器を頂点とする重層的な食膳具の組み合わせを古代的食器の特質とし（文献6）、貯蔵具・煮炊具については5・6世紀にほぼ達成されており、これに7世紀の食器の変革が加わって

「律令制的食器様式」が確立したとした(文献6・7)。

宮都の土器に関連する研究では、巽淳一郎が平城宮・京における土師器・須恵器の製作手法と各器種の消長と変化を整理した。宮都の土器にみられる定形化した形態と法量の規格性については、宮廷・官衙における宴席や日々の給食の場において身分制を表現するためとして、「宮廷様式の食器」との見解を示した(文献45)。さらに巽は古代前期の食器の特質として、金属器を使用していた大陸の宮廷・官衙の食事作法を規範にした金属器志向の新しい土器様式と位置づけ、宮廷・官衙式土器様式と理解する(文献46)。

高橋照彦は、宮都や地方で研究が進められてきた「律令的土器様式」の概念について、各研究者によりさまざまな解釈がおこなわれている状況を整理した。高橋によると、「律令的土器様式」について、畿内の研究者を中心とする「大量の官人層の出現とその特殊な生活形態」に史的背景を求める立場、律令制の推移との时期的な一致を重視する立場、広範な地域での斉一性を持つ土器様式を重視する立場、国家による土器様式への直接関与を重視する立場があり、畿外の土器様相を検討対象とする研究者を中心とする、宮都の土師器や須恵器との部分的な共通要素の存在によって定義するもの、律令体制が及んだ時期に生じた土器様相の変化によって定義するものがあるとした。

また高橋は、西弘海が土器様式の名称に冠した「律令的」という用語に対しても検討し、土器様式が律令制といかなる連関を持っていたのかについて検討すべきと問題提起した(文献40)。高橋自身は西が示した3つの特徴のうち、土師器と須恵器が互換性を持ち、多様な法量の器種分化がなされている点がこの土器様式の本質的要素とみて、宮都における給食制の成立・展開との関連を想定し「宮都型食膳具様式」の名称を与えている(文献41・42)。

筆者は、飛鳥・藤原地域の土器群について食器構成に着目して、飛鳥時代前半と飛鳥時代後半の食器構成には大きな変化がみられること、その背景として大陸風の食事様式を受容したことと関連すると考えた(文献11・12)。そして、この食器構成の変化の背景を探るために同時代の中国・朝鮮半島の土器様相と比較して共通点と相違点を見出し(文献17)、食事様式全体の変化として考える必要性を提起している(文献13・15)。

また、近年は宮都以外でも国府をはじめとする地

方官衙を中心に土器様式の内容とその背景を論じる研究が進められている(文献8・115)。特に、松本太郎は精緻な定量的分析にもとづいて東国の官衙遺跡に特徴的な「盤類を中心とする高品質かつ多様な器種で構成され、須恵器を中心に土師器で補完し、給食だけでなく宴会も推定し得る食器構成」を見出し、「地方官衙型食器様式」を提唱している。

これらの研究状況を受けて、古代官衙・集落研究会では「官衙・集落と土器」をテーマとして、宮都と各地域の官衙・集落の土器様相を取り上げた(文献16)。

(2) 宮都とその周辺の土器様相をめぐる研究史

次に、本稿で対象とする宮都とその周辺遺跡の土器様相に関する研究を整理する。

飛鳥・藤原地域では、宮都内・外での土器様相の共通性や相違点について言及した研究は少ない。その中で林部均は、飛鳥・藤原地域の土器様相が奈良盆地の中ではきわめて特異な土器様式であったと評価し、都市的空間である「京」における特別な生活形態に対応した土器様式であるとした(文献111)。

また、関川尚功は奈良盆地中央部の田原本町保津・宮古遺跡の調査成果をふまえ、大和中・南部の土器組成が飛鳥地域を中心とする土器組成と大きな相違がなかった可能性を指摘した(文献36)。

平城地域では、平城宮の造営にともなって埋められた下ツ道側溝S D 1900出土土器の位置づけについて、平城宮造営前後の土器様相の違いが注目された。稲田孝司はS D 1900出土土器群について土師器に対して須恵器の比率が高い点、食器に対して煮炊具の比率が高い点で平城宮・京の土器群とは異なる特徴をもつことに注目し、平城宮の造営直前に存在した集落の土器様相を示すと評価した(文献2)。

西弘海は平城京左京四條四坊九坪出土土器について、土師器食器類において小型の食器がほとんどみられないこと、深い器形の大型食器がみられないこと、須恵器の大型食器がわずかであること、須恵器食器類の中に同時期の宮の土器にみられない特殊な製品を含んでいることを指摘し、さまざまな身分を含む大人数の饗応を背景とする宮の土器に対して、日常の食生活の内容に対応して購入され、使用される京の土器の特性の一端を示すと評価した(文献104)。

玉田芳英は、土師器と須恵器の組成に着目し、平

城宮内では京内に比べ土師器の比率が高く、特に内裏北方官衙地区や東院地区では土師器の比率が高まることを指摘した(文献49)。

また、小森俊寛や三好美穂らは土師器甕に注目し、平城京遷都以前と以後で主流となる甕の型式が異なること、宮都における土師器甕の生産工人が遷都にともない移動していたことを指摘し、都城形甕を提唱した(文献29・117・118)。

この他、近年では奈良盆地東方の大和高原地域の土器様相について、井戸竜太が土師器甕の分析をおこない、隣接する伊賀地域との共通性が高いこと、都城形甕の影響もみられることをあきらかにした(文献1)。

以上のように、奈良時代を対象に平城宮と京の土器様相について、土師器・須恵器や食膳具・煮炊具の比率などに違いがみられることが指摘されている。しかし、飛鳥・藤原地域での宮と京との土器様相の関係や、宮都とそれ以外の周辺地域を対象とした土器様相の比較については、研究が活発とは言い難い状況にある。

(3) 問題の所在

「律令的土器様式」研究の現状 古代の土器研究および宮都の土器様相をめぐって、「律令的土器様式」をキーワードに様々な研究が進められている。宮都の土器の変遷について、飛鳥時代初頭と飛鳥時代後半に大きな画期があり、奈良時代後半に若干の変容がありながらも平安時代初期までを一つの土器様式とみることができる、ということについては共通認識といえる。

しかし、「律令的土器様式」については、西弘海の提唱以後、宮都・地方において資料の蓄積と共に研究が進む過程で、研究者間での解釈の違いが生じ、議論の整理と再検討が必要であるとの問題提起がなされている(文献40)。現状では、西が示した「法量分化」、「多様な器種分化」、「土師器・須恵器の互換性」の3つの特徴と「大量の官人層の出現とその特殊な生活形態」という文言をふまえた「律令国家の成立と軌を一にして成立する土器様式で、「宮都」に特徴的にみられる土器様式」であるという認識が一般的な理解であろう。そして、その背景については給食体制の整備など多様な説が提示されており、「宮都型食膳具様式」のほか、様式の呼称も含めて現在も議論が進め

られている状況にある。

「律令的土器様式」研究の2つの立場 「律令的土器様式」の研究では、提唱した西弘海が早くに亡くなったこともあり、西本人により土器様式の内容とその歴史的背景について詳しく語られる機会が得られなかった。それゆえ、後続の研究者により「律令的土器様式」をめぐって実にさまざまな見解が生まれることとなった。筆者は、これは発掘調査の進展により宮都や各地域で資料の蓄積が進み、再検討がおこなわれた結果とみるが、西が示した3つの特徴を完全に満たす事例が藤原宮や平城宮・京の一部に偏り、各地域ではこれらの特徴には合致しないという認識が広まったことにも起因すると考える。筆者は、このような土器様相の認識の深化に対応して、「律令的土器様式」を研究する各研究者の立場が2つに分かれたととらえている。

第一の立場は、西が論文の中で示した3つの特徴を土器様式の「定義」ととらえ、各土器群が3つの特徴に一致するか否かという視点から、検討する立場である。この立場に立つと、3つの特徴にあてはまる事例は宮都の一部の土器群のみであるから、これを宮廷・宮都に特有の土器様式として位置づけ直し、その背景が検討される。また、各地域においても、宮都の指標と一致しないことに歴史的な意味を見出す見解や、部分的に共通点を見出すことで律令制の波及との関係を見出す見解など、各研究者がもつ当該期の政治・社会イメージによって「律令的土器様式」の解釈に大きな幅が生じたものと考えられる。

第二の立場は、西の論文の主旨である土器様式の変化から歴史的背景を追究するという視点を重視し、3つの特徴にとらわれず食器構成や煮炊具も含めて「律令的土器様式」として把握した当該期の土器様式の内容を掘り下げ、歴史的性質をあきらかにする立場といえる。

この立場からの研究は、古代から中世にいたる土器様式の変遷と背景を見通した宇野隆夫の研究(文献6)が早く、初期の古代の土器研究会シンポジウム(文献24・25)では対象を全国に広げて土器様相の検討がおこなわれた。また宮都では、器種構成の変化に注目して飛鳥水落遺跡や大官大寺下層の土器群を位置づけた西口壽生や玉田芳英らの研究(文献106・107・109)が該当すると考えるが、現在では低調である。宮都でこの立場からの研究が低調であった理由として、